

※景観地区内の「建築物の形態意匠の制限」について

景観法(建築物の形態意匠の制限)

第六十二条 **景観地区内の建築物の形態意匠は、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。**ただし、政令で定める他の法令の規定により義務付けられた建築物又はその部分の形態意匠にあつては、この限りでない。

景観法施行令(景観地区に関する都市計画に定められた制限に適合することを要しない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第十七条 法第六十二条 ただし書の政令で定める他の法令の規定は、第十一条第二号、第六号及び第七号に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定で建築物又はその部分の形態意匠に係るものとする。

景観法施行令(変更命令等においてその履行に支障のないものとしなければならない形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定)

第十一条 法第十七条第三項 の政令で定める他の法令の規定は、次に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。

二 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十条第四項 及び第十七条第一項

六 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九条第一項第一号、第五十一条第一項、第二項（同法第五十五条の二第三項 において準用する場合を含む。）及び第三項並びに第五十一条の二第一項及び第二項

七 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第五条（同法第十一条 において準用する場合を含む。）